

家族会員について

1. 資格

同居している親族である。……手続き上はクラブ幹事の承認

2. 会費

国際会費等

科目	年間	半期	適用
国際会費	19.5 \$ (1,638 円)	9.75 \$ (819 円)	(.為替 84 円)
複合地区費	780 円	390円	
計	2,418 円	1, 209円	

※但し地区会費について、本年度は 1,000 円(下期会費は全額減免)依って下期については国際会費と複合地区費 計 1, 209円となる。

クラブ会費

クラブ会費に関しては、各クラブにて任意に決定する。

3. 身分

家族会員は正会員と同等

4. 義務と権利

- ① 家族会員は正会員ではあるが例会出席は奨励されるものの、義務としない。
- ② 家族会員はアクティビティには参加義務がある。
- ③ 家族会員の出席は例会出席率に計上しない。(出席率算定の会員数には加えない)
- ④ 家族会員は、登録料を支払えば、大会に参加することができる。
- ⑤ 家族会員は、クラブ行事参加については、任意であり、会費が生じた場合は実費負担となる。
- ⑥ 大会および行事の主催者は、家族会員に対する参加費(登録料)については、世帯主の会員と比べ一定の減免になるよう配慮する。

5. その他、報告事項

クラブとして家族会員を招へいするためには、以下の事項をクリアする必要がある。

- ① クラブ内規改正が必要
- ② マンスリーの報告が必要

家族会員クラブ会則標準版作成検討ポイント(案)

1. 家族会員の権利

「家族会員プログラムの基準に規定されるとおり、有資格の家族員は正会員であり、正会員としてのすべての権利を有するものとする。」

(ライオンズクラブ会則および付則標準版:付則 第1条会員 1項会員の種類 (1)正会員より)

- 家族会員も正会員である。権利と義務も同じか？

2. 例会出席について

「クラブはクラブ会合と活動への規則正しい参加を奨励しなければならない。会員が引き続き会合または活動に参加しない時は、クラブはその会員と連絡を取り、規則正しい参加を奨励するようあらゆる努力をする。」

(ライオンズクラブ会則および付則標準版:付則 第1条会員 8項出席より)

- 正会員の出席は義務であるが、家族会員の場合は、会食費等の関係を考慮する必要がある。
- 出席を免除する場合の出席率の計算における、会員数からも家族会員の数を控除する必要がある。

- 出席義務については免除、アクティビティ参加については奨励としているクラブもある。

3. 理事・役員の就任について

- 正会員と同等の権利があるので、理事、役員の就任は可能であるが、実務上、考慮すべきことがある。

4. 納入金および会費について

- クラブ運営面も考慮し、クラブ運営費、事業費、会食費をどのようにすべきかを、十分に検討する必要がある。

- ◇ 会費の設定はクラブで任意に決定すべきだが、月額500円から1,000円で設定しているクラブが多いようである。

5. クラブとしてその他の考慮すべき事項

- 家族会員が参加しやすい例会の設定が必要
時間帯、場所、短時間で終了する等
- アクティビティも家族が参加しやすいものを考慮する。
一定の時間に絞った参加の要請、任務を単一にする、年齢等にも配慮した役割分担 等
- 細目は、会則に規定する必要はないが、運営上、一定のガイドラインを示しておくべきだろう。

クラブ内規例

(会費について)

1. 332-C地区「家族会員制度」会則に準じて取り扱うものとする。
2. クラブ会費は、前項の会則に定める会費を含めて、月額 円とする。
3. 通常例会に出席する場合は、実費負担とする。但し、特別例会等で、家族会員登録料が定められた場合は、その金額を支払う

(出席及び参加について)

1. 例会出席は奨励されるが、義務としない。
2. アクティビティおよび例会以外の行事参加は奨励されるが、義務としない。
3. 出席率の計算の際、会員数より家族会員の数は除いて計算をする。